

平成22年 5月30日現在

研究種目：若手研究(スタートアップ)  
 研究期間：2008～2009  
 課題番号：20830112  
 研究課題名(和文) 非配偶者間生殖補助医療で生まれた子どものナラティブ再構築に関する研究  
 研究課題名(英文) Research on Narrative Reconstruction of the Children Born by Artificial Insemination with Donor's Semen  
 研究代表者  
 宮嶋 淳 (MIYAJIMA JUN)  
 中部学院大学人間福祉学部人間福祉学科・准教授  
 研究者番号：00454299

## 研究成果の概要(和文)：

本研究は、提供精子を用いた人工授精(=Artificial Insemination by Donor. 以下「AID」とする。)をめぐる、AIDで生まれてくる子(=Donor Insemination people. 以下「DI者」とする。)の願いとAIDを選択したカップルの願いの両立をめざすものである。

本研究ではソーシャルワークの立場から、DI者のヒューマンニーズに着目し、DI者のニーズが充足されるためには、他者や社会環境との対話が成り立つことが求められると仮定した。

本研究で得た結論は、「(仮)DI者相談センター」において、ソーシャルワークが機能することによって、DI者とDI者が対峙する他者やコミュニティ・社会環境との対話が促進され、ソーシャル・インクルージョンが保持された社会が成立し、「新しい家族」の福祉が保持される可能性が広がるというものである。

## 研究成果の概要(英文)：

This paper aims to fulfil the wish of couples who choose Donor Insemination people (DI) and Artificial Insemination by donor (AID). From the perspective of social work (SW), this paper focuses on the human needs of DI and hypothesizes that the relationship between DI and others or between DI and the social environment needs to be established in order to meet the needs arising from DI.

The conclusion, if SW's functions will used well at well-being for DI people, the relationship between DI and others or between DI and the social environment will be promoted.

Consequently, if our society that maintains SW would be established, the prospect of maintaining [the new family] well-being and social inclusion will increase.

## 交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2008年度	1,220,000	366,000	1,586,000
2009年度	1,020,000	306,000	1,326,000
年度			
総計	2,240,000	672,000	2,912,000

研究分野：ソーシャルワーク

科研費の分科・細目：社会科学・社会福祉学

キーワード：非配偶者間生殖補助医療、DI者、ナラティブ、ストレングス、ソーシャルワーク、権利擁護、子の福祉

### 1. 研究開始当初の背景

人口減少社会に移行したわが国において、体外受精・胚移植法（IVF-ET）およびその関連技術である生殖補助医療（ART）は、不妊に悩むカップルへの福音をもたらす生殖科学として、その推進並びに推進体制の法的整備が当事者並びに医療関係者から求められてきた。IVF-ET および ART の歴史は、1978年に体外受精児が誕生し、1993年に顕微授精の一つである卵細胞質内精子注入法（ICSI）の成功により飛躍的に進歩し、もはや実験的医療の段階を経て、生殖補助医療は不妊クリニックで実施が可能なほどに普及している。しかし、その一方で、ART 実施に伴う多胎妊娠や減数手術、代理母や借り腹、胚提供並びに余剰胚の取り扱い等多くの未解決の課題も顕在化している。生殖補助医療の在り方、生殖補助医療により出生した子の法律上の取り扱い（＝法的地位）については、多くの議論があり、事実が先行しているものの、国としての明確な方向付けがなされておらず、国においては法務大臣並びに厚生労働大臣の連名により、2006（平成18）年11月30日付けで日本学術会議に対する審議依頼がなされるに至っていた。この背景には、国が設置した関係審議会等でのこれまでの議論経緯がある。国における議論の質的転換をもたらした理念は、子どもの権利条約第7条に基づく「子が自己の出自を知る権利」の保障であり、ART で生まれてくる子どもの福祉を最優先するという関係審議会の基本姿勢・哲学の一貫性によるものであった。日本学術会議への審議依頼に先立ち、厚生科学審議会先端医療技術評価部会の下に設置された「生殖補助医療技術に関する専門委員会」は、2000（平成12）年12月に代理懐胎を除く精子・卵子・胚の提供等による生殖補助医療を認める報告書を取りまとめた。この報告書は、3年以内に法制度の整備及び管理・運営体制の確立することを要請しており、これを踏まえて、2001（平成13）年7月に厚生科学審議会生殖補助医療部会が設置された。生殖補助医療部会は、2003（平成15）年4月28日に「精子・卵子・胚の提供による生殖補助医療制度の整備に関する報告書」を公表し、報告書においては、生殖補助医療で生まれた子の「出自を知る権利」を広く認め、この権利性を擁護するために児童相談所等による相談援助や公的管理運営機関、医療実施機関等におけるカ

ウンセリング機能等の充実の必要性を明確にした。しかしながら、その具体的な方策は不明確であり、とりわけ児童相談所の改革等子ども家庭福祉施策の改革の流れと連動した議論がなされるには至っていなかった。また、報告書では、「子どものアイデンティティの確立のためには、自らが生殖補助医療により生まれた子どもであるかどうかを含めて確認することが重要である」とし、「生殖補助医療により生まれたとわかっている者だけでなく、生まれたかもしれないと考えている者も対象とする。」とされていた。そして、「開示請求できる年齢は、アイデンティティ・クライシスへの対応という観点から思春期から開示を認めることが重要であること、民法における意思能力の区切りも踏まえ、15歳とする。」と述べられており、「もしかしたら・・・」と疑問を抱く15歳以上の者が支援の対象となることを念頭においたものであった。このように報告書は「出自を知る権利」を保障する視点を加味し、生殖補助医療に関する制度を構築しようとするものであった。

### 2. 研究の目的

本研究では、非配偶者間生殖補助医療で生まれた子（＝DI者）の苦悩の本質を明らかにし、DI者を苦悩から解放することによって、DI者の福祉が増進されるとの仮説に基づく。その際、本研究においては、ソーシャルワークが有効であり、中でもナラティブ・ソーシャルワーク・アプローチを用いることに焦点をあてた。このアプローチは、当事者を取り巻く社会状況が保持している従前の物語を転換し、当事者が訴える物語を、社会の中心にすえ、新しい物語による、新しい社会を構築することによって、当事者の福祉に寄与していこうとするものである。

### 3. 研究の方法

本研究は、当該研究期間を含めた一連の研究の積み上げにより、7つの調査で構成した。すなわち、当該研究の対象であるDI者とAIDを選択したカップルで構成された親子が有する福祉的ニーズが一致する可能性があると捉えられるという観点から、養子縁組家族に焦点をあてて第1調査を行った。次に、日本のDI者の声を聴取し、記録化した（第2調査）。さらに第2調査でインタビューに答えてくれたDI者への定期的なインタビュー調査を第3調査として行なった。

第4調査ではアメリカのDI者へのインタビューを行い、DI者のおかれた状況の変化による差異による福祉ニーズの変化を捉えようとした。また、DI者の解放のための「対話」は、他者となされなければならない、他の研究で調査がなされていない他者—医療者並びにコメディカルスタッフ以外の対人援助職—を対象とした第5・第6調査を行なった。第7調査では第三者性を有するコミュニティを形成する者を対象とした量的調査を行った。

7つの調査のうち、第7調査は量的調査としており、集計にはSPSS17.0を用いて、①単純集計、欠損値や記述統計量の確認、②クロス集計とカイ二乗検定、③因子分析と信頼度の確認、④因子の名づけと解釈を行った。

その他の質的調査においては、質的データ分析のセオリーに基づき、①発話記録・テキストデータの①精査・見極め・ふるいわけ、及び解釈と形態素分析、②グラウンデッド・セオリーを参照したコードの貼り付け、構造の解釈あるいは再ストーリー化、データの Kategorization, ③研究成果の提示のための図化、表化を行った。

本研究の倫理性を担保するため、盛山(2004)・日本学術会議・学術と社会常置委員会(2003)・日本社会福祉学会(2004)・米本(2007)・全米ソーシャルワーカー協会(1996)など、学術並びに専門職双方における研究倫理の指針あるいは要諦を概観し、かつ、東洋大学の研究臨死審査委員会に審査を依頼し、本論で行なった調査・研究が研究上の倫理を逸脱している側面は見当たらないと判断した。

上記のような全体像を有する本研究において、当該期間においては、次のような領域における研究を進めた。

- (1) 人工生殖の歴史と「DI者の出自を知る権利」に関する文献並びにヒアリング調査を行った。
- (2) DI者の苦悩の本質を明らかにするために、わが国並びにアメリカのDI者にインタビューを行った。
- (3) DI者を苦悩から解放するためのソーシャルワーク・プラクティスを探求するために、アメリカにおける不妊ケア・ソーシャルワーカーにインタビュー並びに模擬援助面接(ロールプレイ)を実施し、ソーシャルワーク・プラクティスの実際を記録した。
- (4) わが国における生殖心理カウンセリング並びに不妊コンサルタント養成の実際につれ、ソーシャルワークとカウンセリング、あるいはコンサルタントの一致点と相違点を分析した。

#### 4. 研究成果

本研究の学問上の立場は、ソーシャルワー

クである。ソーシャルワークとは、人間のWell-beingに関する科学であるとともに、人間のWell-beingをめざしてソーシャルチェンジを行う実践科学でもある。筆者は当該研究を実施する前提として、DI者が「社会的虐待」と呼べる社会状況下におかれ、自らがWell-beingを獲得・保持していくことを侵害されている、すなわち、人権侵害に晒されているという知見を支持し研究を進めた。つまり、ソーシャルワークによる、いかなる実践上の理路を積み上げることにより、DI者のWell-beingを獲得することができるのかという、その理路を探求する研究とした。

2008年度の研究では、国連子どもの権利条約にいう「出自を知る権利」が、DI者の「出自を知る権利」を包含するか否かの確証を得るには至っておらず、引き続きの調査が必要であると考えた。DI者一人ひとりがおかれた家庭並びに社会環境により、DI者一人ひとりが个性的で固有のAID並びにDI者像を描く側面と共通する側面とがあること。DI者の声を記録化した場合、どのような立場からその記録を考察しても、DI者の声が向かう方向を、同一の構図として理解することができることなどの示唆を得た。これらの結果から、DI者の福祉が成立するためには、DI者の声を質的に分析した場合、あるいはDI者の声を指標化したビネット調査の結果を解釈した場合においても、DI者の意思を尊重するというサポートが欠かせない構成要素であることが示唆された。本研究は、DI者及びそのグループへのインタビュー調査並びに第三者へのアンケート調査を重層的に実施し、DI者が主張する彼らが被っている人権の侵害から、DI者を解放するための理路を明らかにしていくことをめざした。2008年度の到達点は、ナラティブ・アプローチとストレングス・アプローチの相互作用を基軸とするソーシャルワークを展開することにより、DI者固有の人権に対する、AIDを取り巻く社会システムから被る人権への侵害行為から、DI者を解放し、DI者の権利を擁護することが可能となるというものであった。

続く2009年度においては以下のような結論を得た。すなわち、①DI者によるグループへのインタビュー調査、②国際会議におけるDI者の参画によるワークショップによるデータの収集、という2つの調査研究を基幹とし、DI者の「求め・訴え・願い」の根幹に、1. DI者の訴えと願いは、[4つの訴え][4つの願い]と[自助力]から構造化され、それは時間が経過しても変化することが少なく、これはDI者に共通する「願い」であるということ。2. DI者が自ら再構築した物語は、マクロなレベルにおいて認知されていく理路を確実に形成し続けていくこと。3. 「人が人

をコントロールする、支配する」という人権侵害から、DI者自らが発言することにより、自らが解放される契機を獲得しようとしていること。4. DI者が自らの物語を語り続けることは、人権侵害から自らを解放するために欠かせない要件であるということである。

DI者の声を聴取し、分析することにより得られた本研究の知見は、DI者に対する人権侵害は重層的であるということである。そして、DI者に対する重層的な人権侵害から、DI者を解放するためには、ソーシャルワークの知見を用いることにより、解放の理路が見出せるというものである。すなわち、ソーシャルワークとは、人と環境が会う接点に介入していく、人間科学であり、かつ社会科学であることから、人間の尊厳と社会正義の両立を目指す学問である。したがって本研究においては、AIDをめぐり、DI者の願いとAIDを選択したカップルの願いの両立のための理論的考察を行った。その結果、本研究ではソーシャルワークの立場から、DI者のヒューマンニーズに着目し、上記のようなDI者に共通するニーズが充足されるためには、他者や社会環境との対話が成り立つことが求められるという新たな仮説を導いた。

このような理路から得た新たな知見は、DI者と他者、あるいは社会環境が対話するためには、「(仮)DI者相談センター」と呼べるような相談窓口において、ソーシャルワークが機能することが必要であるというものである。なぜなら、DI者が解放されている状態とは、DI者の固有の人権—出自を知る権利、表現の自由(権利)、社会的に認められ参加する権利、「つながり」を確定させる権利、暴力に晒されない権利、コミュニティ開発(共生)権が擁護されている状態である。DI者の物語が外在化しオルターナティブ・ストーリーが構築され、DI者が直面する環境からDI者が自由になることを、「DI者の人権侵害からの解放」であると考えられるからである。

また、ソーシャルワークの特徴には全人的支援という観点があり、この観点からDI者と他者の物語の相関と変化をとらえると、次のような考察に生起する。すなわち、DI者を取り巻く従前の物語であるドミナント・ストーリーは、時間と共に強化され、動かしがたいと確信される程度に固定化されることが稀ではなく、ドミナント・ストーリーの形成が【初期・展開期・完結期】のどのレベルに到達しているのかを、ソーシャルワークが見極める機能を果たさなければ、DI者の権利擁護が成り立たない。すなわち、ドミナント・ストーリーを所持している他者を、ソーシャルワークが「レディネス・アセスメント」しつづけて、対話の糸口を見出していかなければならない。そして、当事者主体のソーシ

ヤルワークの展開は、セルフ・ヘルプ・グループが人権の救済を求めた運動の歴史を踏まえ、当事者とソーシャルワークの協働のための、息の長い取り組みが必要となると考えられる。DI者のナラティブの再構築とは、DI者が主張する人権が保持された、オルターナティブ・ストーリーで構築された社会の中で、DI者が生きられることである。

「DI者の人権侵害からの解放」とは、21世紀初頭に生起された新たな人権を求めた運動としての意味をもつ。この人権獲得のための運動が目標に到達するまでソーシャルワークは、DI者のナラティブを聴きつづけ、DI者のストレングスにアプローチしながら、運動の継続を支えていくが必要になると考えられる。

本研究では、DI者の苦悩の本質を明らかにし、DI者を苦悩から解放するためには、DI者と他者の要諦を時や場所、関心等に応じて変化するものと捉え、適宜把握し続けることが必要であり、ソーシャルワークにいうレディネス・アセスメントというアプローチを用いることにより、対話に必要な諸要件を判定した上での、対話者の接点を見極め、対峙する者が対話できる空間を構成していくことをサポートすること、そうした実践を積み上げ、展開していくことによって、DI者の福祉が増進するとの結論を得た。それは、DI者とAIDを選択したカップルで構成された「新しい家族」の間での所作に出発点を見出し、さらには社会全体へと波及するものである。

逆に言えば、DI者とDI者が対峙する他者やコミュニティ・社会環境との対話が促進され、ソーシャル・インクルージョンが保持された社会が成立することは、DI者とAIDを選択したカップルとで形成された「新しい家族」においても、福祉が保持される可能性が広がることを意味していると考えられる。

この先にある本研究の課題は、DI者の苦悩からの解放である。その道筋として、本論ではソーシャルワークが有効性、中でもナラティブ・ソーシャルワーク・アプローチやストレングス・ソーシャルワーク・アプローチの可能性を理路として導いたに過ぎない。したがって、今後の研究課題は、動き始めているわが国におけるDI者のセルフ・ヘルプ・グループ等の動向を丹念に吟味し、かつ、そうした動きと有機的に結びついた、ソーシャルワーク実践を展開し、エビデンスを蓄積しつつ、実践研究としての成果をあげていくことが求められる。

#### 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計6件)

- ① 宮嶋淳、わが国における人工生殖と子の福祉に関する歴史的考察—「人工生殖子」誕生の時代(1949-1978年)に着目

して一、社会福祉学、2008年、49(1)、75-86

- ② 才村眞理、宮嶋淳、坂本正子、野上丈晴、生殖補助医療により生まれた子どもの社会的虐待からの解放、子どもの虐待とネグレクト、2008年、10(2)、219-29
- ③ 宮嶋淳、D I 者の求めに即したソーシャルワーク・プラクティスに関する研究—ナラティブ・アプローチの適用可能性について、社会福祉実践理論研究、2008年、17、1-12
- ④ 宮嶋淳、才村眞理、谷口真由美、平野華織、量的調査による配偶子提供氏の社会的認知に関する一考察、社会福祉学、2009年、50(2)、32-44
- ⑤ MIYAJIMA JUN, SAIMURA MARI, A violatoin o f human rights in AID and Social work, JAPANESE JOURNAL OF SOCIAL SERVICES 2009, 5, 89-100
- ⑥ 宮嶋淳、非配偶者間生殖補助医療で生まれた子どものナラティブ再構築に関する研究、中部学院大学・中部学院大学短期大学部紀要、2010年、11、9-18

〔学会発表〕(計2件)

- ① 宮嶋淳、配偶子提供で生まれた子の社会的認知に関する調査研究、人間福祉学会、2008年11月
- ② 宮嶋淳、非配偶者間生殖補助医療で生まれた者〔D I 者〕の権利擁護—ナラティブ・アプローチの可能性—、日本生殖医療心理カウンセリング学会、2010年1月

〔図書〕(計2件)

- ① 宮嶋淳、生殖補助医療で「生まれる」という物語、小木美代子監修、宮嶋淳他編著、子どもの豊かな育ちと文化・福祉・教育、中部日本教育文化会、2008年、43-54
- ② 宮嶋淳、わが国における人工生殖と子の福祉に関する歴史的考察、才村眞理編著、生殖補助医療で生まれた子どもの出自を知る権利、福村出版、2008年、12-43

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

宮嶋 淳 (MIYAJIMA JUN)

中部学院大学・人間福祉学部人間福祉学科・准教授

研究者番号：00454299

### (2) 研究分担者

なし

### (3) 連携研究者

なし